

令和4年度決算審査特別委員会（第8回）

令和5年9月20日（水曜日）午後12時59分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 報告書のまとめについて
2. その他

○出席委員（12名）

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 川上弘一 | 副委員長 | 川村主税 |
| 委員 | 澤出明宏 | 委員 | 江口勝幸 |
| 委員 | 青山金助 | 委員 | 佐々木陵二 |
| 委員 | 田村敏郎 | 委員 | 稲垣明美 |
| 委員 | 中川友規 | 委員 | 平松俊一 |
| 委員 | 上野武彦 | 委員 | 池田誠悦 |

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（0名）

○本会議の書記

| | | | | | |
|-----|---|------|---|---|------|
| 事務局 | 長 | 広部美幸 | 書 | 記 | 山本翔大 |
| 書 | 記 | 伊東宏樹 | | | |

午後12時59分 開会

○川上委員長 それでは、ただいまより、令和4年度決算審査特別委員会第8回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報告書の審議をする前に、一つ皆さんにお諮りしたいと思います。

決算審査特別委員会の会議の中で、何々神社と神社の名前を発言していた部分がございますが、この部分を委員長の職権といたしまして、会議録からただの神社ということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 ということで、御異議なしと認めます。

それでは、委員長の職権で削除をさせていただきます。

それでは、本日は、これまで行ってきた令和4年度決算審査について、お手元に配付のとおり、当委員会の報告書案ができておりますので、報告書案について提案をいたしたいと思います。

報告書案につきましては、事務局で読み上げて提案したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局のほうで読んでいただきたいと思います。

事務局長。

○広部事務局長 それでは、私のほうから読み上げて提案いたします。

委員会報告第10号、令和4年度決算審査特別委員会報告書。

令和5年9月8日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和4年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年9月20日。

七飯町議会議長、木下敏様。

令和4年度決算審査特別委員会委員長、川上弘一。

記。

1、事件名。

(1) 認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について。

(6) 認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和5年9月8日、11日、12日、13日、14日、19日、20日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等を基に、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査及び現地調査を行った。

3、審査の結果。

(1) 認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、不認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

令和4年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額131億9,700万6,523円で、前年度と比較し、国庫支出金(子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金)や町債(災害対策等整備事業債)の皆減により、全体で7億5,753万1,240円減少している。

町財政の根幹をなす町税の収入済額は29億6,807万1,846円で、個人町民税、法人町民税の減少により、前年度より4,531万3,310円減少している。

歳出総額は、128億6,130万9,414円

で、令和2年度から令和3年度への繰越事業である消防費（防災行政無線整備等委託料）の皆減により、前年度と比較して、全体で6億8,778万4,520円減少している。

歳入歳出差引額は3億3,569万7,109円で、翌年度へ繰り越しすべき財源752万8,000円を差し引いた実質収支額は3億2,816万9,109円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,080万720円の赤字となり、これに財政調整基金への積立金1億9,200万円、町債の繰上償還金1億2,294万1,222円を加え、財政調整基金取崩額4,800万円を差し引いた実質単年度収支額は2億1,614万502円の黒字である。

町長への総括質疑においては、①道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽の清掃、法定検査、法定保守点検の経費の詳細について。

②道の駅合併処理浄化槽について、浄化槽法第11条定期検査によると、放水水質基準のBODの数値が開業以来基準を超えているが、これは不適正と思うが、その見解について。

③道の駅浄化槽臭突増設工事47万3,000円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組まず、臭突工事でごまかすような対策は不適正と思うが、その見解について。

④浄化槽法第7条及び第11条検査結果書の保管管理の詳細について。

⑤活力のあるまちづくり推進助成金165万6,257円のうち、フリーペーパーとして発行された町内にある一神社の大祭をPRする内容について、政教分離の観点からおかしのではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的または町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。

⑥ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、町民の意向調査としてはほど遠いものであり、計画全体を見直すべきであると考えているが、

その見解について。

⑦道の駅について、現地を確認した際に、造成地全体の地下水位の高さが確認できた。当初設計から盛土の高さを現状の高さに変更した経緯について。

⑧介護保険法第22条の不正利得による返還金403万8,480円について、平成30年度から4年経過しているが、その間に不正利得金額の返納について、どのように対応してきたのか。

⑨予備費の充用について、元来予備費は災害や罹災者に対するためのものとしてきたが、令和4年度では総額1,500万円とし、充用額を949万1,000円としているが、本来は専決処分等で処すべきものを安易に充用したのはなぜか。

⑩対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子どもたちは全道、全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。

また、準要保護算定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者を各30%減少し、金額は230万円の減額となった。しかし、一方では子ども育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策を取るなど、まさに逆行する行為であり、子どものひたむきな努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、いま一度町長に努力してもらいたいと考えているか。

という質疑に対し、①浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の三つの義務が定められております。令和4年度道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽清掃、法定保守点検、さらに年2回の独自の水質調査、合わせて299万5,000円、浄化槽法第11条に基づく法定検査手数料として4万円、計303万5,000円となっております。

②浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査の結果、BOD測定値が目標水質である20ミリグラム毎リットルを開業以来上回っております。検査結果の総合判定としては、不適正が2

回、おおむね適正が4回でしたが、町といたしましてもBODの数値を基準値内にするべく、開業以来の管理の中で管の内部清掃をはじめ、トイレ排水量を調整したり、浄化槽の中のバクテリア菌が活性化するような薬剤を投入したり、今ある設備の範囲の中で可能な限りの工夫をして対応してきたところでございますが、結果として数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として不適切であったと認識しております。

③開業当初から浄化槽の付近で臭いが出ているというお声をいただき、指定管理者のほうでも固定タイプの消臭剤を浄化槽内に吊したり、消臭剤を浄化槽の中にまくなど、消臭対策を行ってきました。町としても浄化槽内部の臭気を少しでも緩和する手段として、令和4年度に道の駅浄化槽臭突増設工事を実施してきたところでございます。さらに、令和5年度からは指定管理者が消臭剤を浄化槽の蓋の周りに自動で噴霧する設備を独自に設置し、臭気の軽減に努めているところでございます。

④検査については指定管理者委託業務に含まれておりますので、指定管理者が適正に実施し、検査結果を保管しております。その上で、年に1回商工労働観光課が実績報告に基づき確認しております。その際にBODの数値が高いことは認識しており、2点目で御答弁したとおり、今ある設備の範囲の中で可能な限りの工夫を対応してきたところでございます。これまで様々に対応してまいりましたが、結果として数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として反省するところであり、この問題を抜本的に解決するべく、今定例会最終日にBOD数値20ミリグラム毎リットル以下となる改善策を導き出すための「道の駅浄化槽適正化調査業務委託」をするため、補正予算を提案するとともに、できる限り早い時期に、その改善策を実施することといたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

⑤令和4年度決算審査特別委員会において、七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金の交付が、政教分離の理念に反しているのではな

いか、そして事務手続の不備があったのではないかとこの点について疑念を抱かせてしまったことに対しまして、まずは謝罪申し上げます。

令和4年度決算審査特別委員会において、担当課長より北海道町村会法務支援室からの見解を踏まえ、総合的に判断し、七飯町まちづくり推進条例に抵触していないことから、助成金の交付は適切であった旨の回答をしているところでございます。

このたび、町が当該助成金を交付した団体は任意団体であり、宗教法人ではなく、また、特定の宗教の布教を目的とした団体ではございません。

交付決定を受けた事業の内容については、地域の小規模事業者販路拡大を図るためのマルシェや、取材を通じて高校生の中に「地域プライド」を創出するためのフリーペーパーである「マルシェ通信」などとなっており、神童の布教を目的とした行為とは言えないと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、当該フリーペーパーは神社のお祭りのPRを兼ねて作成したと捉えられる側面も有しており、町民に対して誤解を招く恐れがあったと認識してございます。今後、このような事態が起きないように、事務手続に関する規則、手続き等を改正し、当該助成金を活用して発行するポスター、チラシ、フリーペーパー等については、必ず事前に町に確認をすること、そして、当該助成金を活用して行う事業について、政教分離の原則に照らして誤解を招く恐れがないものであること等に関する規定を追加する対策を講じます。

また、私自身が取材対象の1人として、当該フリーペーパーに掲載されていることにつきましても御指摘をいただいているところです。このことが直ちに政治的利用に当たるものとの認識はしてございませんが、多くの方に誤解を与え、御不快に感じた方がいらしたのであれば、軽率であったと反省するところでございます。

⑥七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、七飯町の現状分析や町民の意向などを伺うアンケート調査などを基に協議を重ねて

きた諮問機関である七飯町地域公共交通活性化協議会の答申を受け、さらにパブリックコメントを得て、令和4年10月に作成した七飯町地域公共交通計画に基づき、その施策実現に向けた検討事項として実施したものです。現在はその結果を踏まえて、次の施策を検討している途中でございます。この計画の期間は5年であり、情勢の変化に合わせて必要があれば見直ししていくことは当然であると考えておりますが、今はその必要はないものと認識しております。

⑦現地で確認された地下水位の高さは、標高25.73メートルです。また、建物の設計GLは標高26.45メートルで設計されており、当初から変更はございません。また、盛土の高さについては、計画の中で様々な高さが検討されましたが、最終的に現在の高さが当初の設定で、それからの変更はございません。

⑧介護保険法第22条の不正利得による返納金が発生した経緯について説明いたします。町が指定する地域密着型サービス事業所に対し実施した監査の結果、4名分の居宅サービス計画が未作成であったことが判明したことから、平成30年5月11日に運営法人に対し改善勧告を行うとともに、「七飯町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査に関する要綱第12条」の規定により、介護サービス計画が未作成であった期間に支払った介護給付費に対し、100分の40を乗じた1,078万8,480円の返納金の請求を行ったものでございます。

町からの返納金の請求に対し、運営法人からは一括での支払いが困難との理由で、平成30年7月から令和5年6月までの60回払いにより、1年目は8万円、2年目は13万円、3年目は18万円、4年目は23万円、5年目は28万円、最終回の60回目に残額を支払う旨の返納計画書の提出があり、承認しております。

その後、返済計画どおりに令和4年3月まで、合計44回分の返済がなされましたが、令和4年4月以降については、事業の悪化により、他に借入している銀行等への支払いが滞っている状況で、町への支払いについても未払い

となりました。税務課とも対応を協議し、法人側との話し合いを重ねてまいりましたが、支払いのめどが立たないことから、適正な滞納処分を執行しております。今後においても、法人並びに他の債権者の動向を確認し、対応を検討してまいります。

⑨令和4年度の予備費は、当初予算に1,000万円を計上し、そのうち新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援物資の配付に930件、342万2,000円、すみません、ここ円抜けてございます。円を充当し、コロナ感染による罹患者の救済を目的とした予備費の使用となっております。このことについては、令和3年度後半から町内でコロナ感染者が急増し、町の対応を速やかに行うべく議会とも相談させていただき、令和4年5月24日開催の第3回議員全員協議会に情報提供させていただいたもので、その当時ではコロナ感染の終息が見えない状況下での予備費の使用であったことを御理解願います。

また、令和4年8月8日に発生した大雨被害による災害対応として535万8,000円を予備費から充当させていただき、この件についても令和4年9月1日開催の第4回議員全員協議会に情報提供させていただいたもので、早急に応急復旧した箇所については予備費から、本格的な災害復旧に係る予算は専決処分による補正予算により対応したことを御説明しているものでございます。

令和4年度の予備費の使用については、総額949万1,000円を充当してございますが、この2件で予備費の92.5%を使用しており、これまでどおり災害対応や罹災者、罹患者の救済のために予備費を使用したものでございます。予備費の使用については、これまでの議会での議論を踏まえ、予備費を充当するかどうかについては、慎重に判断をしており、決して安易に予備費を充当しているものではないことを御理解いただきたいと思います。

⑩補助金の規則を改めたのは、補助金を支出する対象基準が明確でなかったことから、スポーツ関係で言えば中体連の主催、吹奏楽で言

えば吹奏楽連盟の主催というような学校教育活動の延長として開催されている大会に限定させていただいたということでございます。ただ、ほかにも学校教育活動の延長と思われる大会はございますが、スポーツの多様化によって様々な競技が開催されるようになり、全ての大会に対して助成するということにはなかなかありませんので、基準を設けさせていただいたということになります。

なお、この基準から外れたものについては、従来はスポーツ少年団に加盟していないと支出できなかったものをスポーツ振興補助金でカバーすることとしたもので、こちらのほうでは対象範囲が広まっております。

次に、準要保護算定基準でございますが、従来世帯の所得を基準として算定していたものを世帯の収入を基準に変更したものでございます。このことによって、控除額に左右されない世帯の適正な認定につながっております。この変更によって、従来認定されていた世帯が不認定となったということもございますが、世帯の状況を正確に把握する上では適切な変更であったと思っております。

なお、この収入額による算定は、函館市及び北斗市においては従来より行われていたものでございます。

以上のことから、対象や基準を明確化したことによって、今まで以上に公平・公正な行政執行ができていますものであり、私の掲げている子育て政策に反する内容ではありませんので、御理解いただきたいと思いますと答弁があった。

不認定理由。

討論において、不認定理由として以下の項目が上げられた。

道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽から排水されるBODと透明度に関しては、排出基準を一度もクリアしていない。BODの処理目標水質は20ミリグラム毎リットル以下と定められているが、道の駅開業の平成30年度より5年間、一度も排出基準をクリアしておらず、特に平成30年度と令和3年度はBOD基準値に関しては8倍以上という異常値を出して

いるが、管理責任者の町が有効な改善策を取らなかったことは重大な法令違反行為であると考えられる。この間、町は改善策として汚泥引き抜きと張り水行為をしてきたが、排出基準は一向に改善されていない。今後の対策として、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考えを町長総括質問への回答で打ち出してきたが、一般会計決算審査に関しては不認定を表明する。

また、町は活力のあるまちづくり推進助成金として165万6,257円を助成しているが、その一部はフリーペーパーとして発行され、神社開催事業をPRする内容であった。これは政教分離の原則に反する恐れがあることから、この観点からも今回の一般会計の決算に関しては、不認定を表明する。

その他、委員から今回の決算審査による要求資料の提出において、浄化槽法による検査結果の数値が判明し、町長においてもBOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、議会から指摘がなかったら、この問題は改善されなかったと思われることから、不認定を表明すると意見があった。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成1名、反対10名により、不認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

本会計の歳入総額は31億3,846万9,687円、歳出総額は31億2,556万8,887円で、実質収支額は1,290万800円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は6,781万2,049円の赤字となったが、6,639万3,000円の国民健康保険財政調整基金への積立を行い、基金残高は1億6,875万6,441円となっており、今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

本会計の歳入総額は4億6,704万771円、歳出総額は4億5,939万5,649円で、実質収支額は764万5,122円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は御参照願います。

本会計の歳入総額は29億6,285万1,067円、歳出総額は28億8,415万754円で、実質収支額は7,870万313円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1,232万290円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定操出金である。

本会計は実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収入4億8,616万4,301円で、122万7,465円の増加、総費用4億4,373万6,168円で、2,205万7,216円の増加、差引当年度純利益は4,242万8,133円となり、前年度繰越利益剰余金6,818万4,219円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億1,061万2,352円で黒字決算となった。

前年度未処分利益剰余金1億1,061万2,352円から、令和5年度に減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,500万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は6,561万2,352円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益で7億1,566万369円で、1,989万3,244円の増加、総費用7億1,526万6,817円で、2,014万9,539円の増加、差引当年度純利益は39万3,552円となり、前年度繰越利益剰余金2,806万3,982円を加えた当年度未処分利益剰余金は2,845万7,534円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金2,845万7,534円から、令和5年度に減債積立金200万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は2,645万7,534円としている。

以上、本会計については、令和2年度から地方公営企業法が適用され、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○川上委員長 事務局長、ありがとうございます。

ただいま、事務局で報告書案について読み上げて提案とさせていただきますが、加除また

は修正する箇所がありませんでしょうか。

平松委員。

○平松委員 実際にこういうふうに取り上げていたので、ちょっとあれなのですけれども、3ページの⑨、ここ読んでいきますと、予備費の充用について、元来予備費は災害や罹災者に対処するためのものとしてきたが、令和4年度では総額として、としているが、ががと二つ続いているので、二つ目を、「941万9,000円としている」で1回区切ったほうがきれいかなと思います。まず、これが1点。

それと7ページ、先ほど副委員長にはちょっと個人的に話したのですけれども、不認定の理由の2行目になります。合併浄化槽からの排水の排の字は、これ配るではなくて捨てるほうの水ですので、これは誤字として直していただきたい。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 不認定理由の7ページ、平松委員の排水の後のBODと透明度となっていて、これは反対討論の際もたしか透明度という言葉を使っていたのですけれども、検査結果通知のほうは「透視度」なので、これ文言整理で「透視度」で統一したほうがいいのではないかと思います。

(発言する者あり)

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 7ページの不認定理由の下のほう、その他委員からというところで、「浄化槽法による検査結果」の前に、「法定」をつけてほしいなと。「法定検査結果の数値が」という形にしてほしい、「法定」をつけてもらうというのと。

その後、数値が、この後に「いずれも基準をクリアしていないことが判明」で切ってもらって、その後、「町長においても知らなかった」という答弁があったが、議会からの前に、知らなかったの答弁があったが、施設管理者で予算執行者として町ではこの事実を把握していた、要は町長は初めて知ったが、町ではこの検査結果を全部把握していたというのを答弁もらっていたと思うので、担当課から。町が知っていたという事実も合わせ

て載せて、その後に議会から指摘がなかったらという感じで入れたほうがいいのかと思うのですけれども。

○川上委員長 もう一度、整理できますか。今言った内容。全然ちょっと書き留められないので、後で何かで、だけれども、今ここでやるからね。もう一度、すみません、ゆっくり言ってください。

○中川委員 まず、その他の下のところの「検査結果」の前に「法定」をつけて、そうしたら「法定検査結果」ということで、ここはよろしいですよ。(「はい」と呼ぶ者あり)

その後、「数値が」の後、「数値がいずれも基準をクリアしていないことが判明。」、丸で1回区切って、あとは「町長がBOD基準値を初めて知ったと答弁があったが、施設管理者で予算執行者として町ではこの事実を把握していた。」、丸で切って、あとは「議会から」と続いていったほうがいいのかと思います。

○川上委員長 ほかにございますか。

上野委員。

○上野委員 不認定理由の2行目です。先ほど、排水の修正がありましたけれども、その後「BOD」の前に「水のBOD」、「排水される水のBOD」というふうに入れたほうがいいのではないかと思います。

○川上委員長 ここの排水というのは水でないですか。だから水ですから、その後また水つけるというのはちょっと、文章的におかしくなると思うのですけれども。どうですか、上野委員。

○上野委員 排水というのは、排出することを言うことであって、水質に関しては水のBODと。BODは水質に対してのあれですから、その排水される水のと入れたほうがいいのではないかと思います。

○川上委員長 排出ではなくて排水ですよ、その前は。出るではなくて水、排水、排出ではなくて排水。(発言する者あり)

合併浄化槽から排水されるBODと透明度ということで、排水の後に水つければ、ちょっとまた水、水ということでおかしいかな。(発言する者あり)

排水ではなくて、初めに排出。（発言する者あり）

そういうことでよろしいですか、上野委員。いいですか。

排出される水の。

ほかにございますか。

澤出委員。

○澤出委員 細かいところで、本当に、6ページの⑩の読んだの声と呼んでいたのもそれでいいのか。「補助金の規則を改めたのは、補助金を支出する」と読んでいたので、ここ「補助を」となっているのですけれども、補助金なら「補助金」というふうにしたほうが。局長は「補助金」と読んでいたので。

○川上委員長 「補助」を「補助金」（「というふうに読んでました。補助金にしたほうがいいのかと思います」と呼ぶ者あり）

ほかに。

田村委員。

○田村委員 まず、2ページの②、ここ④、次のページの④と同じく、「浄化槽法第7条及び」を入れたほうがいいのかと思うのです。11条だけなので……。 （「その前に」と呼ぶ者あり）

前に。第7条。（「浄化槽法第7条及び」と呼ぶ者あり）

そうですね。それは4ページの②の町長答弁のほうも、7条及び11条という関連あるものですから、「7条」入れたほうがいいのかと思います。

それと、7ページ、「法令違反行為であると考え」というよりも、議会全体としてなものですから、「法令違反であると認識している」に変えたほうがいいのかと思います。

それから……。 （「田村委員、すみません、今のところもう1回言ってもらえますか。どこに入れた……」と呼ぶ者あり）

法令違反。不認定理由ありますよね。その法令違反行為であると……。 （「何行目」と呼ぶ者あり）

7行目。（「法令違反であると考え」と呼ぶ者あり）

「考える」を「認識している」いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、その下のほうにあって、また町は活力のあるという文章ありますけれども、その3行目、これも「政教分離の原則に違反する恐れがあることから」、「も」を入れたほうがいいのかと思う。「恐れがあることから、今回で」、この観点からも切ったほうがいいのかと。消したほうが。（「もを1字足すということですか」と呼ぶ者あり）

からも、「も」を1字足して「この観点からも」を削除したほうがいいのかと思います。

（「この観点からもを削除」と呼ぶ者あり）

恐れがあることから、今回と続くという。（「この観点からもを消して、その前にも1字入れる」と呼ぶ者あり）

を足すと。

それから、その他委員からありますね。その4行目、「この問題は改善されなかったと認識されることから」、「思われることから」を消して、「認識されることから」に変えたほうがいいのか。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ございませぬか。それでは、ほかになしと認めます。

暫時休憩します。

2時10分再開いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時14分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○広部事務局長 それでは、私のほうから修正した箇所を読み上げます。

まず2ページ目の一番下の行、②番の「浄化槽法」の次に、「第7条及び」を付け加えました。

次に3ページ目、⑨の3行目、「としているが」であったものを「としている。」と修正しました。

次に6ページ、⑩番、補助金の規則を改めたのは、「補助を」になっていたのを「補助金を」と金を入れました。

次に7ページ、不認定理由のところの2行目、前は「排水される」だったものを「排出される水のBOD」と、「透明度」だったものを「透視度」に改めております。

あと、その不認定理由の上から7行目なのですが、これも、「法令違反行為であるとする」としていたものを「認識している」に修正しております。

次に、不認定理由の中段から少し下の「また」から始まるところでございますけれども、その「また」から2段下、「恐れがあることから、今回の」というふうに修正しております。

次に、その他のところからの部分でございますが、ここちょっと読み上げます。「その他委員から今回の決算審査による要求資料の提出において、浄化槽法による法定検査結果の数値がいずれも基準をクリアしていないことが判明。町長においてもBOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、施設管理者で予算執行者である町ではこの事実を把握していた。議会から指摘がなかったら、この問題は改善されなかったと認識されることから」というふうに修正しております。

修正箇所は、以上でございます。

○川上委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど委員の皆様から修正の発言がございましたが、報告書をお手元の報告書で修正することで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

それでは、令和4年度決算審査報告書については、修正された報告書で承認されたものとし、9月22日に開会されます第3回定例会最終日に委員会報告をいたします。

お諮りいたします。

以上で、本委員会の審査を全て終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで終了させていただきます。

長期間にわたり、大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後 2時18分 閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長